

令和 7 年度
社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
事業計画



社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会

令和 7 年度 社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会事業計画

〈基本理念〉

『第 4 次泉大津市地域福祉活動計画』（令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 カ年計画）の基本理念である「いずみおおつの地域の絆～ぬくもりの 手と手をつなぎ 共に支えあえるまち 泉大津～」の実現に向けて取り組めます。

〈基本方針〉

近年、急速な少子高齢化と人口減少が進み、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年問題を迎える年となりました。日本の人口のおよそ 5 人に 1 人が後期高齢者となる中で、社会保障費の負担増大、医療・介護体制の人材不足など社会全体に大きな影響があるとされており、このような問題に対応するために様々な対策が講じられているところです。また、一方で物価高騰の影響が深刻化し、この間顕在化した生活不安、生活困窮や孤立・孤独などの問題は、深刻な状態となっています。

そのことを踏まえ、新たに市と協働し、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の一翼を社協が担います。

今年度においても、第 4 次泉大津市地域福祉活動計画を円滑に進め、計画に掲げる基本理念と基本方針、重点施策に基づき、地域で生活する全ての人と人が関わり、つながることのできる仕組みづくりを進めるとともに、災害を見据えた平時からの見守り活動に係る地域のネットワークの強化、認知症・介護予防事業の促進、地域住民やボランティア団体との連携強化等、多様な主体の参画を得ながら地域共生社会の実現に向けた取組を展開します。

<第4次泉大津市地域福祉活動計画の基本方針>

1. 地域の未来を支えるひとづくり

誰もが活躍できる地域共生社会をめざして、地域の中の「支え手」「受け手」の関係をを超えて支え合い、主体的に地域へと参画する市民意識の醸成を図ります。

また、地域活動が盛んなまちをめざして、ボランティアや地域活動団体・自治会といった地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組みます。

2. 感謝と笑顔がある地域づくり

地域における活躍の場の充実をめざして、普段の交流や地域交流拠点となる場づくりを行うとともに、他分野にわたる地域活動団体の活動支援を図ります。

また、誰もがより安心して暮らせる地域を構築するために、地域のネットワーク強化、地域防災力の強化、都市基盤の整備をめざします。

さらには、課題を抱える人を支える体制の充実に向けた取組を推進します。

3. 地域共生社会を実現する仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどを含む全ての人々が、暮らしと生きがい、地域をともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、分野ごとの縦割りを越えた取組の推進が重要です。制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へとつなげられる、連携体制の充実を図ります。また、複合化する地域課題に対して、分野横断的に対応するための体制づくりに努めます。

<重点施策>

1. 地域で主体的に活動する人材の育成

地域福祉の裾野を広げ実行力のある地域福祉活動の推進をめざすため、地域活動に参加していない人や元気高齢者等に対して、様々な機会を通じて地域に関心を持ち、積極的に地域に関わることで活気ある地域づくりをめざします。

- ・ 地域生活課題を解決する人材の育成
- ・ いきいき大学及び各種養成講座の推進
- ・ ボランティア養成講座の推進
- ・ ファミリー・サポート・センターの活動促進

2. 小地域ネットワーク活動の推進

地域住民などと連携し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て世帯、障がいのある人、高齢者などの生活実態の把握に努め、地域生活課題を共有し解決に向けた取組を行います。支援の必要な人が地域のなかで孤立することのないよう、また、困った時に地域で気軽に相談できるよう日常の見守りや声かけなどの活動を広げ、市民・団体・関係機関・行政などが協力しながら地域で支え合える仕組みづくりを推進します。

- ・ 地域で活動する各団体の高齢者など見守り活動の支援
- ・ 小地域ネットワーク活動の推進支援
- ・ 地域関係団体の情報共有の充実

3. 居場所づくり、拠点づくり

地域住民や専門職の話し合いを通じて、地域福祉を実践していくための活動の場や機会、拠点づくりを官民連携・市民共創で進めます。集まった人や団体が交流し、情報交換を行い、地域や家庭に還元することで、地域の各活動の活性化につながるとともに、その活動が地域資源の整備に結びつくような仕組みづくりに努めます。

- ・ 総合福祉センターの利用促進
- ・ ふれあい喫茶の開催
- ・ 移動型の居場所づくりの推進

4. 各種団体の活動の促進と連携強化

地域福祉活動を展開する自治会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会及び老人クラブなどの様々な地域団体・組織について、それらの団体などが置かれている状況やニーズなどを十分に把握しつつ、運営や活動への支援を進めます。

また、それぞれの団体などが連携し、より効果的な取組を図れるように支援していきます。

- ・ 地域貢献委員会事業の推進
- ・ 団体連携の推進
- ・ 小地域ネットワーク活動地区推進会の運営支援

5. 福祉人材の育成・支援

福祉の仕事や活動に携わる人材を育成するとともに、専門職などと連携を図り、各専門分野の知識・技能が発揮できるように支援していきます。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)をはじめ、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や福祉委員の活動内容について周知・啓発を行い、地域に根差した取組の支援を行います。

また、地域における様々な専門機関が集まり、情報や意見を交換できる場を設けるなど、専門職の資質の向上に努めます。

- ・ 地域包括ケア会議などの開催
- ・ 重層的支援体制整備事業における連携会議や重層的支援会議への参加